

特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書

(平成 23 年分)

氏 名 _____

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

この明細書は、平成 23 年中に支出した震災関連寄附金のうち一定のもの（以下「特定震災指定寄附金」といいます。）があり、その寄附金について特定震災指定寄附金特別控除の適用を受ける場合に、特定震災指定寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「特定震災指定寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 特定震災指定寄附金特別控除額の計算」欄で特定震災指定寄附金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄附金特別控除、認定 N P O 法人寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける方は、それぞれ「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」、「認定 N P O 法人寄附金特別控除額の計算明細書」又は「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」の順にそれぞれ控除額を計算してから、この計算明細書で特定震災指定寄附金特別控除額を計算します。

1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	特定震災指定寄附金の額	①	円
	①以外の震災関連寄附金の額	②	
	①及び②以外の寄附金の額	③	
所得金額の合計額		④	
④ × 40%		⑤	
③ と ⑤ の い ず れ か 少 な い 方 の 金 額		⑥	
④ × 80%		⑦	

特定震災指定寄附金の額の合計額を書いてください。
(特定震災指定寄附金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金 額
	平 . .	円
	平 . .	
	平 . .	

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の震災関連寄附金の金額を転記してください。

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の①の金額、「認定 N P O 法人寄附金特別控除額の計算明細書」の①の金額及び「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」の①の金額の合計額を記入してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。
(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。

- ・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
- ・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額)

なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑧の金額を転記してください。

2 特定震災指定寄附金特別控除額の計算

⑦ - ⑥ - ②	⑧	(赤字のときは 0) 円
① と ⑧ の い ず れ か 少 な い 方 の 金 額	⑨	
2 千 円 - ② - ③	⑩	(赤字のときは 0)
(⑨ - ⑩) × 40%	⑪	(100 円未満の端数切捨て)
平成 23 年分の所得税の額	⑫	
⑫ × 25%	⑬	(100 円未満の端数切捨て)
⑬ - (公益社団法人等寄附金特別控除額 + 認定 N P O 法人寄附金特別控除額)	⑭	(赤字のときは 0)
特定震災指定寄附金特別控除額 (⑪と⑭のいずれか少ない方の金額)	⑮	

申告書 A 第一表は⑫の金額、申告書 B 第一表は⑭の金額を転記してください。

(公益社団法人等寄附金特別控除額 + 認定 N P O 法人寄附金特別控除額)とは、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑫の金額及び「認定 N P O 法人寄附金特別控除額の計算明細書」の⑬の金額の合計額をいいます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(申告書 A は⑮～⑲欄、申告書 B は⑳～㉑欄)に転記するとともに、その「区分」の□に「1」を書いてください。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除、認定 N P O 法人寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑫の金額、「認定 N P O 法人寄附金特別控除額の計算明細書」の⑬の金額又は「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑭の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署におたずねください。

○この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「震法 8」と書いてください。

特定震災指定寄附金特別控除を受けられる方へ

個人が平成23年中に支出した東日本大震災に関連する一定の寄附金（以下「震災関連寄附金」といいます。）のうち、次の1に掲げる寄附金（以下「特定震災指定寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した特定震災指定寄附金特別控除額を平成23年分の所得税額から控除することができます。

なお、この特定震災指定寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか特定震災指定寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、平成23年中に支出した特定震災指定寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については特定震災指定寄附金特別控除の適用を受けるということとはできません。

1 特定震災指定寄附金

特定震災指定寄附金とは、震災関連寄附金のうち、次の①及び②の寄附金をいいます。

- ① 社会福祉法人中央共同募金会の「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」として直接支出した寄附金
 - ② 認定NPO法人に対し、東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために支出した寄附金であって、その寄附金の募集に際し、所轄国税局長の確認を受けたもの（確認を受けた日の翌日から平成25年12月31日までの間に支出されたものに限り、）
- ※ 所轄国税局長の確認を受けた認定NPO法人の一覧は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）に掲載しています。

2 特定震災指定寄附金特別控除額の計算

特定震災指定寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）

- ① （平成23年中に支出した特定震災指定寄附金の額の合計額 - 2千円）× 40%
- ② 平成23年分の所得税の額の25%に相当する金額

(注)1 上記①の算式中の「平成23年中に支出した特定震災指定寄附金の額の合計額」については、平成23年分の所得金額の合計額の80%相当額が限度とされています。

ただし、特定震災指定寄附金以外の寄附金がある場合には、平成23年中に支出した特定震災指定寄附金の額の合計額に、平成23年中に支出した特定震災指定寄附金以外の額の合計額を加算した金額が、平成23年分の所得金額の合計額の80%相当額を超えるときは、平成23年分の所得金額の合計額の80%相当額からその特定震災指定寄附金以外の寄附金の額を控除した残額とされます。

※ 特定震災指定寄附金以外の寄附金の額は、震災関連寄附金以外の寄附金の額（公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額、認定NPO法人寄附金特別控除を適用する認定NPO法人寄附金の額及び政党等寄附金特別控除を適用する政党等寄附金の額を含みます。また、所得金額の合計額の40%相当額が限度です。）と震災関連寄附金（特定震災指定寄附金を除きます。）の額の合計額をいいます。

- 2 上記①の算式中の「2千円」については、平成23年中に支出した特定震災指定寄附金以外の寄附金の額の合計額が2千円以上の場合には「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその特定震災指定寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。
- 3 上記②の金額について、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人寄附金特別控除の適用がある場合には、②の金額から公益社団法人等寄附金特別控除額及び認定NPO法人寄附金特別控除額を控除した残額とされます。なお、政党等寄附金特別控除の税額控除限度額は別枠で計算します。
- 4 具体的な控除額の計算は、裏面の「特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書」により行ってください。

3 特定震災指定寄附金特別控除の適用を受けるための手続と必要な書類

特定震災指定寄附金特別控除を受ける方は、「特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書」（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記し、その「区分」の□に「1」と書くとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「震法8」と書きます。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除、認定NPO法人寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑫の金額、「認定NPO法人寄附金特別控除額の計算明細書」の⑬の金額又は「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑭の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

また、①「特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書」、②特定震災指定寄附金を受領した法人の、その寄附金が震災関連寄附金である旨、被災者支援活動の資金に充てられるものである旨、寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限り、）を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。

特定震災指定寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署におたずねください。